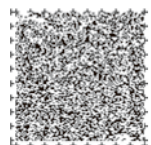


人権啓発ブック

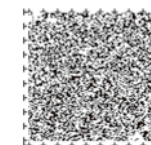
みんな幸せになりたい



この冊子には、音声コードが各ページに印刷されています。スマートフォンにユニボイスをダウンロードして音声コードを読み取ると情報を音声で聞くことができます。



熊本市



令和5年(2023年)3月

はじめに

みんな幸せになりたいという思い、それは誰もが抱く願いです。
好きな仕事がしたい、愛する人と結婚したい、自分らしく生きていきたい、そして明るく幸せな人生を送りたいという願いは、すべての人の望みです。
しかしながら、私たちの身の回りでは、知識不足や偏見、思い込み、固定観念などによる差別やいじめ等が日々起きており、時には悲しい事件となつて報道されています。これらの差別などは、人の心を深く傷つけ、苦しめ、さらにはその人の人生にも影響を及ぼす人権侵害であるということ強く認識することが大切です。
私たちは今、一人ひとりがそれぞれの個性を尊重し、互いの違いを認め合いながら、個人の尊厳を重んじ、対等で豊かな人間関係を築いていく必要があります。
この冊子では、女性、子ども、高齢者をはじめ、二十の人権課題を取りあげています。この冊子が、さまざまな立場の人々を理解し、寄り添うことのできる人権感覚を養う一助となり、すべての人々が心豊かに明るく暮らせるようになることを願います。

もくじ

- はじめに 1
- 女性に関する人権問題 3
- 子どもに関する人権問題 5
- 高齢者に関する人権問題 7
- 障がいのある人に関する人権問題 9
- 同和問題(部落差別) 11
- ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題 13
- 水俣病に関する人権問題 15
- インターネットに関する人権問題 17
- 外国人に関する人権問題 19
- アイヌの人々に関する人権問題 21
- エイズ患者やHIV感染者ならびに新型コロナウイルス感染症に関する人権問題 22
- 難病患者に関する人権問題 23
- 刑を終えた出所者等に関する人権問題 24
- 犯罪被害者等に関する人権問題 25
- 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題 26
- ホームレスの人々に関する人権問題 27
- 性的マイノリティに関する人権問題 28
- 災害に関する人権問題 29
- 自死遺族に関する人権問題 30
- 様々な人権問題 31
- 電話による相談窓口 35
- ご存知ですか？街の相談パートナー 36
- 応援します！あなたの人権学習 37

女性に関する

人権問題



みなさんは、「『男だから』『女だから』という理由だけで、生き方や人生の選択が狭められている」そう感じたことはありませんか。また、自覚がないまま無意識に性別で決めつけていることはありませんか。

性別による差別的取り扱い、一人ひとりの個性や能力を発揮する機会や自分らしく生きることを妨げる要因ともなっています。

性別にとらわれず、家庭、職場、地域、学校などさまざまな分野において、ひとりの人間としてお互いに人権を尊重し、対等なパートナーとしてあらゆる活動にかかわり、ともに責任を担う社会にしていく必要があります。

しかし、現実にはドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシユアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどに悩んでいる被害者は存在しています。

人権を踏みにじる行為であるハラスメント等を根絶し、「だれもがともにいきいきと、個性と能力を發揮できるまち」を目指していきましょう。

STOP! デートDV

交際相手からの暴力のことを「デートDV」と呼んでいます。
暴力とは、殴る・けるだけではなく、あなたの傷つくことを言う・大声で怒鳴る・携帯や行動を細かくチェックし監視する(精神的暴力)、借りたお金を返さない(経済的暴力)、性行為を強要する・避妊しない(性的暴力)など、相手の人権を無視した行為です。
束縛すること＝愛情ではありません。相手とは違う考え方や価値観を認め合い、お互いが尊重し合えるような関係を築きませんか。
もしあなたや周りの人が悩んでいたら、一人で悩まず相談してください。

●女性に対する暴力に関する相談窓口

DV、ストーカー

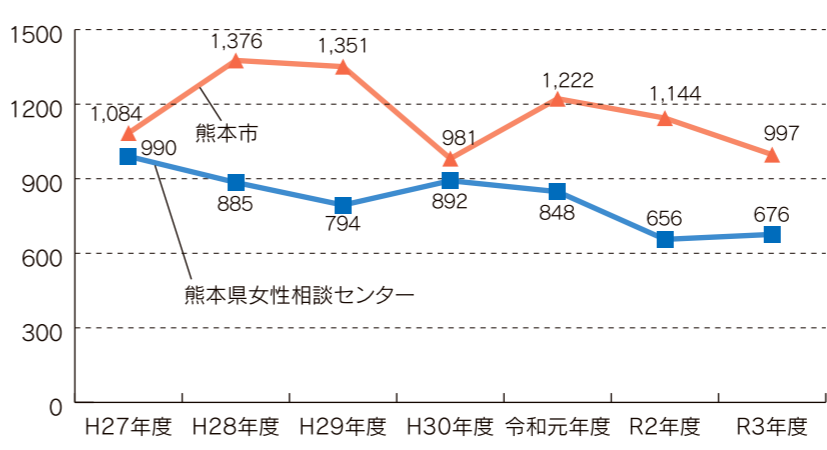
- 熊本市DV相談専用電話(月～金 8:30～17:15) TEL 328-3322
- 各区役所福祉課(月～金 8:30～17:15)
 - 中央区 TEL 328-2301
 - 東区 TEL 367-9127
 - 西区 TEL 329-5403
 - 南区 TEL 357-4129
 - 北区 TEL 272-1118
- 熊本県女性相談センター(DV専用) TEL 381-7110
(月～金 8:30～22:00,土日祝 9:00～22:00)
- 熊本県警察本部警察安全相談室(24時間対応) TEL 383-9110
#9110(プッシュ回線)

職場におけるセクハラ・マタハラ相談

- 熊本労働局雇用環境・均等室(月～金 8:30～17:15) TEL 352-3865
- 緊急時は最寄りの警察署または110番へ

熊本県と熊本市におけるDV相談件数

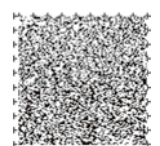
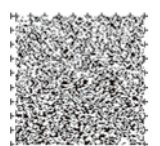
熊本市における令和3年度(2021年度)DV相談件数は997件で、前年度(1,144件)から減少しました。熊本県女性相談センターにおける相談件数は676件で、こちらは前年度(656件)から20件増加しています。



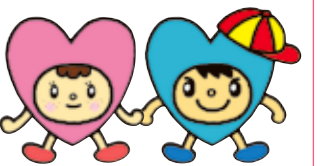
熊本市「人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査」(平成30年10月)

女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか?

問題	割合
「男は仕事、女は家庭」といった考え方	38.1%
就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違い	50.1%
職場や学校などにおけるセクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)やマタニティ・ハラスメント(妊娠や出産、子育て中の女性に対する嫌がらせやいじめ)	59.1%
配偶者や恋人など親しい関係にある男女間の暴力(なくる、暴言、行動を監視するなど)	33.9%
売春・買春(援助交際を含む)	16.4%
テレビ、ビデオ、雑誌、インターネットなどにわいせつ情報がたくさん出ていること	17.2%
その他	2.1%



子どもに関する 人権問題



赤ちゃんは人を差別することはありません。心の成長過程において周りの人々の影響を強く受け、その中で差別する心が芽生えていく可能性があります。身近な人たちの差別的な考えが、子どもへ伝わっていくことが考えられます。

私たちは子どもの健やかな成長を願っていますが、熱心になるあまり、おとなの価値観を一方的に押しつけることはないでしょうか。子どもが意見を言っても「子どもに何が分かる」、「子どものくせに」と、子どもの意見や価値観といったものを認めようとしないこともあるのではないのでしょうか。

おとなが考えるような「良い子」になってほしいと懸命に育てるあまり、子どもが本来もっている「個性」や「自主性」が失われ、自分に自信がもてない子どもになっていくかもしれません。子ども自身もおとなの期待にあわせて、「良い子」になろうと自分の気持ちを抑えている面もあるかもしれません。

おとなが子どもの意見や価値観を認めようとしなければ、子どもは夢や希望をもてず、また子どものもつ良さを伸ばすこともできないかもしれません。さらに、「いじめ」などを原因に子どもが自らの尊い命を絶つたり、虐待によってその命を奪われたりという深刻な事件も起きています。

私たちは、子どもの権利について十分に理解し、子どもの意見にも常に耳を傾けるとともに、子ども一人ひとりが自分に自信をもつことができるよう、家庭や学校・地域社会との連携を図りながら子育てに取り組む必要があります。

子どもの権利

公益財団法人人権教育啓発推進センター人権ポケットブックより引用

人は誰もが人として尊重され、幸せに生きる権利を持っています。これは、出身地、人種や民族、性別、障がいのあるなし、年齢などの違いを超えて、全ての人に生まれながらに与えられた権利です。

「人権の世紀」ともいわれる21世紀。しかし、これからの社会を担う子どもたちが、いじめ、体罰、虐待、児童ポルノ等の犠牲となるなど、私たちの住む社会は、今もって子どもたちの「人権」が守られていない実情にあります。

国際的にも武力紛争や政治的混乱、環境の悪化などによる貧困、飢餓などのしわ寄せは、社会的弱者である子どもたちの生命や生活を脅かし、深刻な影響を与え続けています。さらに、児童労働や人身売買、性的搾取・虐待など、子どもの尊厳を踏みにじる行為も後を絶ちません。

子どもは、単に年齢が低いというだけで、大人と同様、子どもにも人間としての人権が備わっていることを誰もが認識しなければなりません。

知っていますか？

「児童の権利に関する条約」

「児童の権利に関する条約」は平成元年（1989年）に国連総会で可決され、日本もこの条約を批准しています。条約の根底に流れているのは「子どもの最善の利益」つまり現在から将来にわたる「子どもの最高の幸せ」を国や社会やおとなが考えなくてはなりません。

平成28年（2016年）6月に改正された児童福祉法においても、児童はこの条約の精神にのっとり、適切に養育されること等を保障される権利を有することが位置づけられました。

「いい子だね」「君はダメ」

子ども同士を比べないで

第2条 子どもは差別されない

子どもは、人種や肌の色、性別、考え、障がいの有無、保護者等の地位などによって差別されません。また、保護者等、家族の活動や意見によってその子どもが差別を受けることがあってはいけません。

私たちにできることは

私たちにも決めさせて

第12条 意見を言う権利

子どもは、自分に関係があることについて自由に意見を述べることができます。その意見は年齢や成長に合わせて尊重されなければなりません。

自分の考えは言いたい書きたい

他人の考えも聞きたい知りたい

第13条 表現の自由

子どもはいろいろな方法で自分の考えを自由に表現することができます。また他の考えを知りたいこともできます。

のぞかないで手紙

のぞかないでカバン

第16条 プライバシーの権利

私生活や家族のことで、電話や手紙など、子どものプライバシーを勝手に侵すことはできません。

愛のムチ、それはホントに
子どものため？

第19条 親から虐待されない

子どもは、保護者等からのあらゆる形態の暴力・傷害、虐待、搾取から守られます。

※体調等により受けられない場合があります。



児童虐待に関する相談・通告窓口

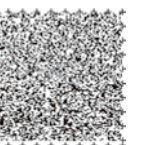
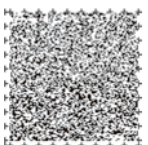
児童虐待の防止等に関する法律では、国民は「虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は連絡しなければならない」と定めています。これを「通告」といいます。

通告をした後の調査で虐待の事実はなかったとしても、責任は問われません。また、通告者の秘密は固く守られます。

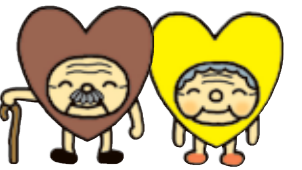
通告は「支援」の始まりです。虐待に気づいたら、「通告」をお願いします。

相談・通告窓口	電話番号
中央区保健子ども課	328-2421
東区保健子ども課	367-9130
西区保健子ども課	329-6838
南区保健子ども課	357-4135
北区保健子ども課	272-1104
熊本市児童相談所	366-8181 いちはやく 189(3桁)

業務時間／平日 8:30~17:15
夜間・休日は児童相談所で電話対応しています。
また児童相談所全国共通ダイヤル189番(いちはやく)へかけるとお近くの児童相談所につながります。



高齢者に関する 人権問題



私たちの国では、医療技術の進歩などにより長生きする人が多くなっています。また、新しく生まれる子どもの数も少なくなっていることから、高齢者が人口の四分の一を占める本格的な超高齢社会を迎えています。

近年、核家族化が進み、祖父母と同居している家庭も少なくなり、高齢者とふれあう機会が減っています。

高齢化の問題というと、すぐに介護の問題を考えがちですが、熊本市の場合、約八割の高齢者は、介護や手助けを必要としない比較的元気な方々であることがわかっています。

しかし、ある程度の個人差はありますが、人は誰でも高齢期になると素早い動作ができなくなったり、目や耳が不自由になったりすることがあります。

このような高齢者への理解が十分でないため、高齢者の方を邪魔者扱いしたり、差別的な態度をとったりすることも見受けられます。

自分が高齢者になったとき、若い人から同じような態度をとられたらどうでしょうか。

人は年齢を重ね様々な人生経験を積むことにより、他の人もつていない貴重な知識を蓄えていきますが、現在、社会の中でそれを生かす場所や機会が十分にあるとはいえません。そこでこれまでの経験や知恵を生かして仕事やボランティア活動などを行うことで、社会参加ができる環境を整えていけば、高齢者は「生きがい」を見つげることができ、豊かな人生を送ることができるといえます。

子どもから高齢者まで、すべての世代が互いを理解し助け合っていくには、高齢者の実像をありのままに受け入れ、異なる世代と一緒に交流を深めていくことが大切です。

大好きなおばあちゃん

2022 人権啓発受賞作品
五福小 3年 本田 拓巳さん

たまにしかあえないけれど
大好きなおばあちゃん

おばあちゃんはほくのこと
「たっくん」とよぶ
お母さんとちがうよび方
でも 声がちよつとにてる

おばあちゃんのおいしいごはん
ハンバーグ
キャベツの千切り
お母さんとちがうけど
でも 味がちよつとにてる

おばあちゃん長生きしてね



木のお皿

昔、夫婦と老人と四歳になる子、四人が一緒に住んでいました。老人は年をとって食べものをこぼし、よごすようになりました。そこで、夫婦は老人をテーブルでなく、ものかげで食べさせることに

しました。老人は涙をため、ため息をつきましたが、何も言いませんでした。老人は、ますます年をとり、手が震えて不自由になりました。そして、ある日、陶器の食器を落としてこわしてしまいました。

夫婦はこれからも、こわされてはかわないので、老人には粗末な木のお皿をあてがうことにしました。

しばらくして、四歳の子が木片を刻んでいるのを夫婦が見つめました。

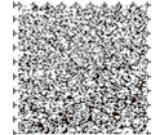
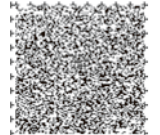
「坊や、何をしているの？」

「木でお皿をつくっているの。」

「そのお皿、何にするの？」
「うん、ぼくが大きくなるころには、パパやママも年をとるだろう。そのころ、このお皿ができればがるから、これでお皿を食べさせてあげるの。」

夫婦はびつくりして、老人をもとどおりテーブルにつかせ、陶器の食器で食事をさせることにしました。

グリム童話集より



障がいのある人に関する 人権問題



私たちが暮らす熊本市には、四万人以上の障がいのある人が暮らしています。身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいを含む）、そのほか心身の機能に障がいのある人など、様々な人がいます。それは生まれつきであつたり、事故や病気によるものなど、原因は人それぞれです。

障がいがあつてもなくても、誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持つています。しかし、障がいのある人とはときに、社会参加をさまたげる障壁に遭遇したり、まちなかや地域で偏見や差別を感じることもあります。それは本人のみならずその家族を苦しめている現状があります。

こうした障がいを理由とする差別を解消するために、「障害者差別解消法」という法律があります。この法律は、国や市町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者を対象とし、障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したり、制限することを禁止し、障がいのある人への社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行うことを求めています。

私たち一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な差別に気づき、差別を解消するために必要な配慮（心づかい）を考えましょう。それは、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるため、すべての人に求められる責務です。そして、その配慮（心づかい）を、身近なところから積極的に実践していきましょ。

つながっていく ひろがっていく 障がい者サポーター



障がいのある人が暮らしやすいまち「みんなが暮らしやすいまち」。

熊本市では、だれもが自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくりをお手伝いしてくれる人を「障がい者サポーター」として募集しています。

「障がい者サポーター」とは？

「障がい者サポーター」とは、障がいの特性や必要な配慮を理解し、障がいのある人が困っているときに、必要な手助けを実践する人々のことです。

熊本市や熊本市障がい者相談支援センターが開催する「障がい者サポーター研修」に参加し、日常生活の中で自分にできる範囲で活動してみましょう。

※10名以上のグループを対象に出前講座も行っています。

【問合せ先】

熊本市 障がい保健福祉課

TEL:096-328-2519 FAX:096-325-2358

Mail:shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp

知ってください ヘルプマーク

ヘルプマークとは？

「外見からは分からない障がいや病気がある」と、周りの人に知らせるマークです。

内部障がいや発達障がい、義足や人工関節を使用している人、難病の人など、外見からは分かりにくい障がいのある方も、周囲の人に配慮や支援を必要としています。

ヘルプマークを身につけた方を見かけたときには、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマークを見かけたら？

・電車やバスの車内では、席をおゆずりください。
・困っている様子ときには、「お手伝いしましょうか」「どうしましたか」などと声をかけ、できる範囲での支援をお願いします。

・ヘルプマークストラップやヘルプカードを提示されたときには、ストラップを裏返したり、カードを開いたりして、支援方法や手伝ってほしいことを確認してください。

ヘルプマークはどんなものがあるの？

ヘルプマークを使ったアイテムは、紙製のカード、プラスチック製のカード、シリコン製のストラップがあります。

3つとも、市役所11階障がい保健福祉課、各区役所の福祉課、熊本市障がい者相談支援センター（市内9か所）にて、無料で配布しています。



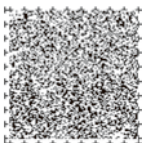
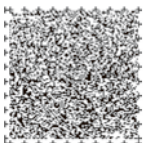
紙製のヘルプカード



プラスチック製のヘルプカード



シリコン製のヘルプマークストラップ



同和問題(部落差別)



私たちは、本来、一人ひとりが幸せを求めている「個人」として尊重されるべきであり、その人の住所や出身地などの違いによって差別を受ける理由は何らありません。

しかし、住んでいる地域や出身を理由に差別をし、就職や結婚などといった、人生における重要な権利を侵害するという「同和問題(部落差別)」が存在します。

同和問題(部落差別)は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域に生まれた又は住んでいたという理由で、日常生活において様々な差別を受けるといふ我が国固有の重大な人権問題です。

日本国憲法の制定により、平等の原則は保障されましたが、今なお、差別や偏見が完全に解消されたとは言えないのです。

差別には、心理的差別と実態的差別があり、心理的差別は、「同和地区住民」「被差別部落住民」と称された人々との交流や結婚をばんだり、落書きなどの文字や言葉で相手を傷つけたりするもので、心の奥底に存在しているものです。

また、実態的差別とは、生活環境面が悪かったり、差別により職に就けず生活そのものが不安定だったりすることです。実態的差別は、旧特別措置法及び「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(平成十四年三月失効)による公営住宅の建設をはじめとする各種の事業により、徐々に解消されて来しました。

しかし、心理的差別は、「差別をしてはいけない」という意識は広まっているものの、知識としての理解にとどまり、具体的な行動において十分現われていないことが大きな課題です。

私たち一人ひとりが、この「同和問題(部落差別)」について深く学習し、正しい認識を持って「差別をなくす」取り組みを進めることによって、明るい人権尊重社会にしていきましょう。

平成二十八年(二〇一六年)十二月十六日に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)」が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

詳しくは法務省ホームページ
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html
 をご参照ください。

えせ同和行為とは

(令和3年12月 法務省人権擁護局
えせ同和行為対応の手引より抜粋)

部落差別(同和問題)の解決に寄与しているかのように装って、企業・個人などに不当な利益や義務のないことを要求する行為です。えせ同和行為は、部落差別(同和問題)に対する誤った認識を植え付け、偏見や差別を助長する要因となっており、部落差別(同和問題)の解決を阻害するものです。

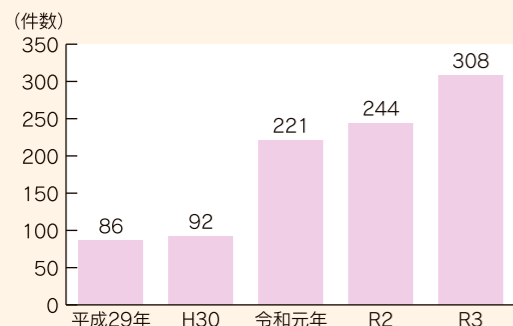
安易な妥協は、被害の拡大と差別の助長につながります。部落差別(同和問題)の解決に向けて、えせ同和行為に対して毅然とした態度で要求を拒否することが求められています。

不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨み、つけ入るすきを与えないことが肝要です。

えせ同和行為排除の目的は、当該違法・不当な行為の排除と同時に、新たな差別意識の発生を防止し、部落差別(同和問題)を解決するところにあります。

真に差別のない平和で住みよい社会の実現のため、一人一人が責任と勇気を持って、えせ同和行為の排除のために取り組むことが必要です。

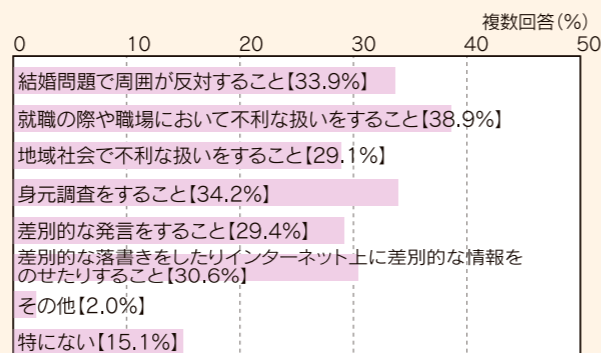
●同和問題(部落差別)に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数



法務省人権擁護局作成
令和4年度版人権の擁護より引用

●熊本市人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査(熊本市・平成30年(2018年)10月)

同和問題であなたが人権上特に問題があると思うものはどのようなことですか。



血すじ・家がらって なんだろう

わたしたちの祖先を27代さかのぼると約1億3千万人の血をうけています。このことから、みんなどこかでつながっている可能性をもっています。血が通う、祖先がちがう生まれがちがうという考えは、おかしいと思いませんか。

それは人が支配するために人によって創られた差別の思想です。

いまわたしがいるのはおとうさんとおかあさんがいたからです。おとうさんとおかあさんがうまれたのは、おじいさんとおばあさんがいたからです。たくさんの方がいたからいまのわたしがうまれた。わたしが、子どもをうんだらおかあさんになります。

ハンセン病回復者と その家族に関する人権問題

ハンセン病は明治六年（一八七三年）に、ノルウエーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による感染症です。皮膚や末梢神経がおかされる病気ですが、早期に治療を行うことで、知覚障害、運動障害などは起こりません。

また、感染力が非常に弱く、ハンセン病療養所で働いていた職員で感染した人はいないことからわかるように、抵抗力があまりない状態でたくさん菌に繰り返し触れる機会でもなければ日常生活では感染しません。

仮にハンセン病に感染しても、治療法が確立している現在では、早期発見と早期治療により、障がいを残すことなく外来治療で治すことができるようになっていきます。

しかし、患者を療養所に強制隔離したり、患者の家を消毒したりすることにより、「国が法律までつくって隔離するのだから、ハンセン病は怖い病気」という誤った認識が社会に広まりました。

患者は施設に長年隔離され続け、実名すら名乗れないなど、人としての権利が著しく損なわれてきました。

その後、平成十二年（二〇〇二年）に熊本地裁で原告勝訴判決があり、平成二十一年（二〇〇九年）にはハンセン病問題基本法が施行され、国と地方自治体の責任が定められました。また、令和元年（二〇一九年）十一月十五日には、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の

支給等に関する法律」が成立し、同年十一月二十二日に公布・施行されました。法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病回復者とその家族の方々が、偏見と差別の中で、ハンセン病回復者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。

ハンセン病回復者や家族の方々は、今もなお苦しみや悲しみを抱えておられます。私たちは、他人事としてではなく、ハンセン病について正しい知識を持ち、自分自身のことと受け止めながら、すべての人の人権が尊重される社会を実現するよう努めていかなければなりません。

熊本における ハンセン病患者救済のはじまり

イギリスから宣教のため熊本に来たハンナ・リデルは、ハンセン病患者の悲惨な姿をみて衝撃を受け、少しでも患者たちを救いたいという思いから明治28年（1895年）、熊本市黒髪に回春病院を開設しました。

リデルは日露戦争後に財政難になると上京し有力者に協力を求めて回り、当時の財界人を動かし、ハンセン病問題に国が取り組む要因となりました。昭和7年（1932年）にリデルが亡くなった後は、姪のエダ・ハンナ・ライトがその遺志を引き継ぎました。

病院の中のハンセン病病原菌研究所だった建物が、現在「リデル、ライト両女史記念館」となっています。

令和2年4月1日 「りんどう相談支援センター」が開設されました。 (熊本県ハンセン病問題相談・支援センター)

「りんどう相談支援センター」では、県から委託を受けた熊本県社会福祉士会の社会福祉士が、**ハンセン病回復者及びその家族の方等**のご相談をお聞きし、必要なお手伝いをさせていただきます。

- 相談は無料です
- ▶ 病院受診の相談に乗ってほしい
 - ▶ 証明書を取りに行くときに立ち会ってほしい
 - ▶ 相続のことで悩んでいる
 - ▶ 具合が悪くなったときに頼れる人がいない
 - ▶ 家族補償制度を知りたい ▶ 郵便物を受け取ってほしい 等

ご事情に応じて、面談の時間や場所は柔軟に対応いたします。

電話：096-365-7606
開所日時：月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
休業日：土日、祝日
〒862-0910
熊本市東区健軍本町1-22 東部ハイツ105号



菊池恵楓園

入所者の証言

「検証ハンセン病史」熊本日日新聞社から抜粋

◆解剖承諾書

入所手続きのこと。「解剖承諾書を書いてほしい」。職員が生年月日などを聞いた後、当然のように告げた。

「その時は子供だったから、とつさに『いやじゃ』と断った。死んでも、はらわたを取り出されるのは痛いだらうとゾッとしたから」

「死んだら痛みなんか分かるか」。職員に説得され、しぶしぶ同意した。署名は職員が代行し、林田さんは母印を押すだけで終わった。

「園で使う偽名は何にするか」。続けて問われたが、「いりません」と即答した。「解剖のこともあって、どうせすぐ死ぬんじゃない」と思い、本名で通すことにした」

◆監禁室

当時、監禁室は六畳ほどの個室がいくつかあり、原田さん同様、帰省期限を守らなかつた男性二人が各部屋に一人ずつ収容されていた。それぞれの部屋にはカギが掛けられ、外出は厳禁。閲された療養所の中でも、さらに閉ざされた場所だった。

「昼はじっと布団の上に座り、夜は横になる生活。朝から聞こえてくる小鳥のさ

えずりだけが慰めでした」

食事は毎回、小さなおにぎり二個とたくあんだけ。心配した療友が職員目を盗み、部屋の格子戸のすき間から、ネタのない握りずしを差し入れてくれた。

◆断種・墮胎

妊娠が分かった日、菊池恵楓園の本田陽子さん（仮名）は、一人で墮胎手術を受ける決断をした。昭和四十年のこと。

「園内で子供を持つなんて、当時は考えもしなかつた」。入所後に子供を産んだという話を聞いたことがなく、それが園内の「掟（おきて）」と疑わなかつた。

医師は卵管結紮（けっさつ）の優生手術も勧めた。卵管を縛る手術で、二度と妊娠しないようにするためだ。

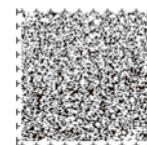
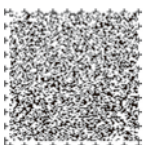
「中絶を繰り返したら体を壊すぞ」だれが生まれた子を育てるんだ」。医師は威圧的に説得の言葉を繰り返した。陽子さんは迷った末に、手術を受け入れた。

墮胎と卵管結紮の手術は、一時間ほどで終わった。陽子さんは涙が止まらず、手術中もおえつて体が震えたという。

「もっ女じゃなくなつた」。打ちひしがれる陽子さんに、夫の弘さん（仮名）は掛ける言葉がなかつた。男として「ふがない」と思った。



菊池恵楓園
令和四年五月「歴史資料館」がリニューアルオープンしました。



水俣病に関する

人権問題



「水俣病」とは、水俣にあるチツソ水俣工場から排水と一緒に毒性の強いメチル水銀が水俣湾に流され、それが魚介類に取り込まれて、その魚介類を長い間たくさん食べたことにより発生し、昭和三十一年（一九五六年）五月一日公式確認された公害病です。

水俣病の主な症状としては、両手両足の感覚が鈍くなる、動きがぎこちなくなる、目が見える範囲が狭くなる、耳が聞こえにくくなる、言葉がはつきりしなくなるなどがあります。発生当初の症状が重い人は、けいれんを起こしたり、意識不明になって亡くなることもありました。

また、妊娠している母親の体内に入ったメチル水銀が、へその緒を通じて胎児へ取り込まれ、生まれながらに水俣病の症状をもつた赤ちゃん（胎児性水俣病患者）もいました。

まだ水俣病の原因がわからなかった頃には、伝染すると誤解され、患者が出た家庭には人々が近づかなかつたり、水俣出身者が就職や結婚を断られたりするといったことも起こりました。

水俣病の原因がメチル水銀だとわかつている現在でも、水俣出身者への不適切な発言はあり、患者や家族、さらには、水俣の人々の苦しみは続いています。

水俣病は、メチル水銀による中毒であり、人から人へうつることとはありません。また、遺伝もしません。現在、水俣湾の魚介類は県の調査によって安全が確認されています。

私たちも、水俣病に対する正しい知識をもち、被害を受けた方々の視点に立つて考えることで、水俣病に対する偏見や差別をなくしていくための努力をしていかなければなりません。

行ってみませんか？ 水俣市立水俣病資料館



水俣病資料館は、水俣病の経験を踏まえて、悲惨な公害を二度と繰り返してはならないという切なる願いから、水俣病の経験から得た貴重な教訓を人類への警鐘として継承・発信していくことを目的に、開館しました。

水俣病の歴史や現状等を学ぶことができる常設展示のほか、毎年の企画展示や、水俣病患者・関係者の方から直接の体験等を聴講できる「語り部講話」を行っています。

今では全世界の方々が訪れ、公害学習・環境学習だけでなく、人権教育の場としても活用されています。

【所在地】
〒867-0055 熊本県水俣市明神町53番地
TEL/0966-62-2621
FAX/0966-62-2271

詳しくは…
水俣病資料館

水俣病に関する年表

熊本県環境生活部水俣病保健課

- 昭和31年(1956) チツソ附属病院より水俣保健所に奇病発生の報告(5月1日) 水俣病公式確認日
- 昭和34年(1959) 熊本大学研究班、「有機水銀が原因ではないかと発表
- 昭和40年(1965) 新潟県阿賀野川流域で水俣病が発生
- 昭和43年(1968) チツソがアセトアルデヒドの製造を中止
- 昭和44年(1969) 政府、「水俣病の原因はチツソの工場排水に含まれるメチル水銀である」と発表
- 昭和48年(1973) 患者・家族がチツソを相手に損害賠償請求訴訟を提起
- 昭和49年(1974) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布
- 昭和52年(1977) 患者団体とチツソとの間で補償協定締結
- 昭和53年(1978) 公害健康被害補償法公布
- 昭和54年(1979) 水俣湾に仕切網を設置
- 昭和55年(1980) 水俣湾を埋め立てる工事開始(平成2年に終了)
- 平成2年(1992) 熊本県、鹿児島県が水俣病総合対策医療事業開始
- 平成3年(1993) 水俣市が、水俣病犠牲者慰霊式を開催(この後も毎年実施)
- 平成4年(1994) 水俣市立水俣病資料館 熊本県環境センター開館
- 平成5年(1995) 患者5団体が、政府の水俣病問題解決策を受け入れ
- 平成7年(1997) 県が、「水俣湾の安全宣言」を行い、仕切網を全て撤去
- 平成8年(1998) 水俣市総合もやし直しセンター開館

- 平成14年(2002) 熊本県内の小学5年生が水俣市を訪れる「ごもエ」セミナー開始(平成23年度からは「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を実施)
- 平成16年(2004) 最高裁判所において、水俣病の被害拡大を防ぐことができなかったことについて国と熊本県の責任が確定
- 平成17年(2005) 環境省が総合対策医療事業の拡充等内容をとする「今後の水俣病対策について」を発表
- 平成20年(2008) 水俣病被害者の救済に関する特別措置法が成立(7月8日)
- 平成21年(2009) 政府が、水俣病被害者救済措置の方針を閣議決定(4月16日)
- 平成22年(2010) 熊本県等が、水俣病被害者の救済申請を受付開始(5月1日)
- 平成23年(2011) 患者3団体がチツソと紛争終結の協定を締結(6月)
- 平成24年(2012) 水俣病被害者の救済申請期限(7月31日)までに約4万3千人(熊本県)が申請
- 平成25年(2013) 水俣条約外交会議が熊本市及び水俣市で開催され、「水銀に関する水俣条約」が採択
- 平成26年(2014) 熊本県知事が水銀に頼らない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行う
- 平成28年(2016) 水俣病被害者救済特別措置法によって19,000人超が一時金と療養費、18,000人超が療養費対象に該当(熊本県)
- 平成29年(2017) 水俣市立水俣病資料館が、展示内容を全面的に見直しリニューアル
- 平成29年(2017) 「水銀に関する水俣条約」が発効
- 令和2年(2020) 水俣市立水俣病資料館の来館者が100万人を突破
- 令和2年(2020) 水俣病資料館語り部の会がくまもと環境賞永年活動表彰を受賞

インターネットに関する 人権問題

パソコンやスマートフォン等の普及が進んだことにより、コミュニケーションの輪が広がり利便性が高まった一方で、「匿名性を悪用して掲示板で他人を誹謗中傷する」、「本人の許可なく名前、住所、電話番号や写真をSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）や、ブログで公開する」、「誤った情報がSNSやブログで拡散される」、「行政や企業が管理する個人情報、不注意や不正アクセスによりインターネット上に流出する」というような事例も次々に発生しています。一度公開されたり流出したりしてしまった情報は、インターネット上で次々にコピーされ、これを回収することは事実上不可能であり、これらは人権にかかわる新たな社会問題となっております。

情報の取得や発信の容易性、匿名性等から、インターネット上ではややもすれば道徳観や罪悪感が希薄になりがちです。また、誹謗中傷により、自ら命を絶つ痛ましい事件も起きています。

インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることを契機に、こうした行為を抑止すべきとの国民の意識が高まる中、誹謗中傷の実態への対処として、令和四（二〇二二年）年七月、侮辱罪の法定刑の引き上げ（一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料）が行われました。

これから私たちは、高度情報化による恩恵を甘受するだけでなく、「誰もが被害者にも加害者にもなり得る」ことをしっかりと認識し、「これまで以上に個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、一人ひとりが情報の取得・発信における責任やモラルをもつことを心がけていかなければなりません」。

そのためには、家庭や地域、学校、職場といったあらゆる場において、インターネットの危険性や、利用上のルール、マナー、注意点等を学習、啓発する機会を設けることが大切です。



ハートがなけりゃ SNS じゃない!

(法務省人権擁護局 令和4年度版 人権の擁護より引用)

法務省の人権擁護機関では、SNS事業者団体等と共同して、「#No Heart No SNS」をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設し、情報モラルの向上を図るとともに、インターネット上の人権侵害に関する各種相談窓口を整理したフローチャートを掲載して、人権相談窓口の周知・広報を行うなど、対策の強化に取り組んでいます。



詳しくは同サイトをご参照ください。
<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>

熊本市の取り組み

携帯電話やスマートフォンの普及は目覚ましいものがあり、大人はもとより子どもも所有率も増加しており、誰でも気軽にインターネットを利用した通信や情報のやり取りができるようになった反面、今までは考えられなかったような事件や犯罪、人権侵害や名誉き損、迷惑行為等が頻発しています。

また、行政においては、戸籍や住民票、税や福祉などの個人情報のおお半がコンピュータによって管理されており、「コンピュータウイルスやネットワークへの不正侵入などの外部からの脅威、過失や故意による情報漏洩などへの対策が必要となっております」。

◇主な取組

- ①市民を対象とした啓発活動への取組
 - ・保護者を含めた市民への情報モラル教育の推進に努め、学校現場において児童生徒たちがさらされてきているネット社会の現状を学び、正しい知識を得られるような啓発に取り組む。
 - ・個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解と適正な利用及び、人権侵害を受けないような対応策や、侵害を受けた場合の対応方法についての啓発に取り組む。
- ・インターネットによる人権侵害を受けた人を救済するために、熊本地方法務局、熊本県人権擁護委員連合会、熊本県と連携した対応を行う。

②学校教育における取組

- ・各小中学校の情報モラル教育推進リーダーへの研修の実施。
- ・最近のSNS等によるトラブル状況を把握し、情報モラル研修の進め方等について、教育委員会の職員による職員向けの研修（パッケージ研修・トワイライト研修）の実施。

③市役所内部の取組

- ・環境に即した情報セキュリティポリシー（※）の見直し。
- ・情報セキュリティに関する職員研修の強化。
- ・セキュリティ対策ソフトの導入や、二要素認証によるセキュリティの強化を図る。

※情報セキュリティポリシー

情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定める「基本方針」と、基本方針に基づき、全ての情報システムに共通する情報セキュリティ対策の基準を定める「対策基準」を総称したものを「情報セキュリティポリシー」といいます。

外国人に関する

人権問題



地球には約八十億もの人々が住み、百九十以上の国や地域で、様々な人種の人々が暮らしています。民族や宗教、言葉、生活習慣なども地域によつて様々であり、さらに、同じ国に住む人でも、グローバル化の進展に伴い、異なる文化的背景を持ち、話す言葉も違う場合があるなど、多様性(ダイバーシティ)があり、世界中に住む人々には多くの「違い」があります。

私たちが住むまちでも、外国人を見かけることがあると思います。私たちは外国人に対して、肌の色や体の特徴の違いがあることを認識し、その「違い」を受け入れることができているでしょうか。受け入れることができずに、見て見ぬふりをしたり、無視をしたり、差別的な対応をしていないでしょうか。言葉が通じないことや、外国人というだけで、例えば、アパートなどへの入居を拒否されたり、国籍が違うだけで、就職のときの労働条件が異なるといったことや、さらに、特定の民族や国籍の人たちを誹謗中傷し社会から排除しようとするヘイトスピーチなどの問題が全国各地で起きています。

今改めて、私たちは、常に多様性を受け入れる寛容性を育み、地域の一員としての自覚をもつことが重要です。

外国人であること、文化的な背景が違うこと、異なる特徴をもつことなどで差別することをせず、積極的に外国人の人と交流を図りお互いを理解しあう努力をしながら、全ての人が安心して快適に暮らせる「共生社会」を作っていきましょう。

熊本市外国人総合相談プラザ

令和元年(2019年)9月1日、熊本市国際交流会館に外国人住民等の相談窓口を開設しました。
「わからないこと」、「こまったこと」、「しりたいこと」があれば、お気軽に相談してください。



くまもとしがいきこくじんそうごうそうだんばらざ
The Kumamoto Consultation and Support Plaza for Foreign Residents
熊本市外国人総合相談中心
구마모토시 외국인종합상담 플라자

- 相談場所** 熊本市国際交流会館2階(熊本市中央区花畑町4番18号)
- 相談対応日** 国際交流会館の開館日
※休館日 第2・第4月曜日(祝日等の場合は、直近の平日)、年末年始
午前10時～午後6時
- 開設時間** 在住外国人、市民、外国人を受け入れている機関等
- 対象者** 在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等
- 相談内容** 生活全般
- 対応言語** 23言語
(1)やさしい日本語 (2)英語 (3)中国語(簡体字、繁体字) (4)韓国語
(5)ドイツ語 (6)ベトナム語 (7)ネパール語 (8)インドネシア語
(9)タガログ語(フィリピン) (10)タイ語 (11)ポルトガル語 (12)スペイン語
(13)ミャンマー語 (14)クメール語(カンボジア) (15)フランス語
(16)イタリア語 (17)ロシア語 (18)マレー語 (19)モンゴル語
(20)シンハラ語 (21)ベンガル語 (22)ヒンディー語 (23)ウクライナ語

- 専門分野の相談**
法律相談(熊本県弁護士会)、在留資格相談(熊本県行政書士会)
労働相談、就労相談(職業紹介事業者)
住まいの相談(熊本市居住支援協議会)、心の相談(臨床心理士)
※専任のコーディネーターが対応します。
- 相談員による相談日時**
対応言語・分野ごとに相談日が変わりますので、お問い合わせください。

プラザ連絡先 TEL 096-359-4995 FAX 096-359-5112
mail soudan@kumamoto-if.or.jp



外国人の防災訓練

日本で起こりうる災害について、不慣れた外国人の方々に防災についての基礎情報を提供し防災に対する意識の啓発に努めています。



外国人への日本文化紹介

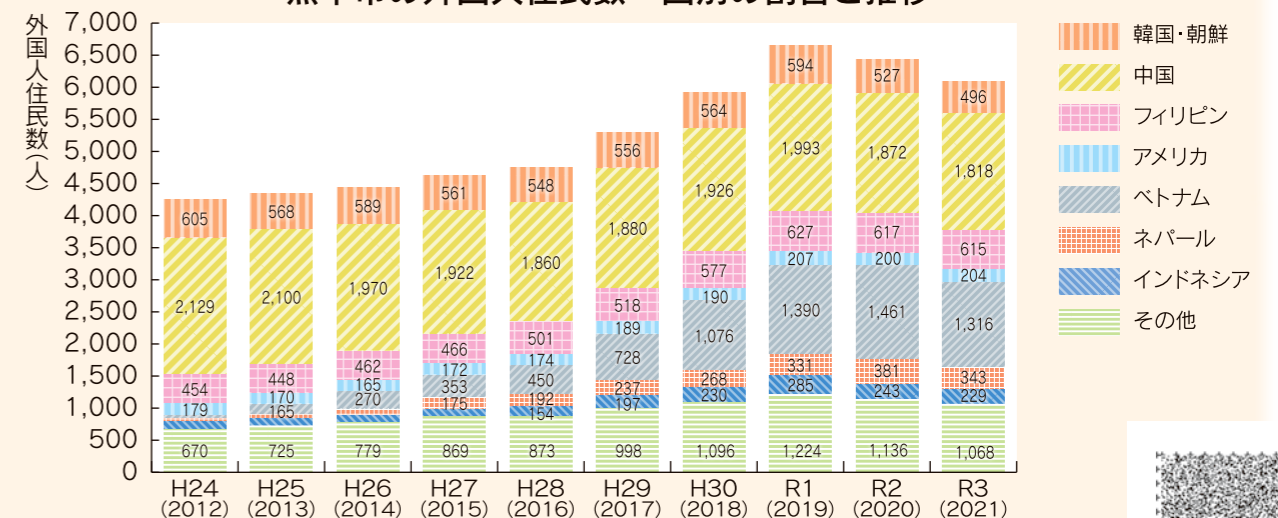
「日本文化体験デー」などで、在住外国人が市民と交流しながら気軽に日本文化を体験できる機会を提供しています。



国際交流員の活動

国際交流員が学校や公民館などを訪問したり、国際交流会館でサロンを開いたりして、外国の文化や生活習慣などを市民に紹介し、理解を深めてもらう活動を行っています。

熊本市の外国人住民数 国別の割合と推移



※外国人住民とは、滞在期間が3か月以上の住民を示す。 ※各年12月末現在 ※熊本市の住民基本台帳人口

アイヌの人々に関する

人権問題



アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、「ユカラ」などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

政府は、平成十九年(二〇〇七年)九月に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成二十一年(二〇〇九年)七月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進しています。

また、令和元年(二〇一九年)五月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別の禁止に関する基本理念や、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められています。政府は、同法に基づき、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を推進しています。

私たちは、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するよう努めていかなければなりません。

エイズ患者や HIV感染者ならびに 新型コロナウイルス感染症 に関する人権問題



エイズ・HIV(エイズウイルス)感染症は、治療法の進歩によりコントロール可能な慢性疾患となり、社会では多くの方が治療を受けながら働き、学び、生活しています。しかし、このような状況の変化について正確な情報が浸透しておらず、エイズ患者・HIV感染者に対する差別や偏見が今でも根強く存在しています。

また、世界中で猛威をふるっている新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活は未だ大きな影響を受けています。感染した方やその家族、医療従事者などに対する誹謗中傷や偏見・差別といった問題だけに止まらず、現在は、感染防止対策としてマスクの着用や新型コロナワクチン接種が推奨されていますが、病気や体調など、様々な理由でマスクをつけたくてもつけられない方やワクチンを接種したくてもできない方に対して、その対策を強要したり、職場や学校等で不利益な取り扱いを行うなどの問題も発生しています。

人々は未知の病気に対して不安に駆られたり、過剰に反応したりしてしまいます。そのようなことが起こらないようにするには、感染症について正しい知識をもつとともに、もし、自分が、家族が、友人が感染したら…と想像力を働かせて理解することが大切です。

民族共生象徴空間 ウポポイが オープンしました。

令和2年7月、アイヌ文化の復興・発展の拠点として、北海道白老郡白老町に「民族共生象徴空間」(愛称:ウポポイ)が開業しました。

アイヌの暮らしや伝統芸能を様々な視点から体感することができる場となっています。



アイヌ古式舞踊



伝統楽器ムックリ(口琴)演奏



国立アイヌ民族博物館

※提供:公益財団法人 アイヌ民族文化財団

HIVは職場や学校 では感染しません

HIVは次のような日常生活を通じては決して感染しないことを職場や学校にいる全員が知り、「いじめ」などが生じないようにする必要があります。

● 性交渉以外のからだの接触
握手をしたりエレベーターなどで接触してうつりません。



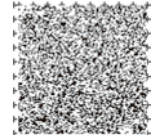
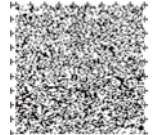
● 宴会や会食
食べ物を分けあったり、食器を共用してうつりません。



● 飛まつ
くしゃみ・せき・汗・涙ではうつりません。



● トイレ
トイレを共用してうつりません。



難病患者に関する 人権問題



難病とは発病の仕組みが明らかでないうえに、治療方法が確立していない希少な病気であり、その病気にかかったことにより長期にわたって療養を必要とする病気のことをいいます。

難病はその種類も多く様々な病気の特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかる場合もあれば、外見上はあまり変化がなく、健康な人と変わらない場合もあります。

そのため、病気に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなどの差別を受けることがあります。

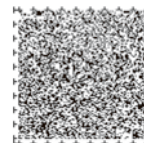
こうした差別や偏見を払拭するためには、やはり病気のことを正しく理解し、患者・家族の立場になって考えることが大切です。

地域で生活する難病患者やその家族の日常生活における相談や支援に取り組んでいます。

<p>各種相談支援 病気やそれに伴う日常生活上の悩み事、不安等の相談や就労に関する相談を電話、面談、メール等により受けています。</p>	<p>就労相談 難病患者さんの「治療」と「仕事」の両立を支援するため、就労専門相談員と相談支援員が患者さんと一緒に考えながらサポートします。</p>
<p>講演会・研修会・交流会の開催 医療従事者等を講師とした講演会や研修会、難病当事者が病気や療養生活等について情報交換をする交流会を開催しています。</p>	<p>難病啓発活動 難病について正しく理解していただくために、相談支援員や難病当事者を派遣して、出前講座等を行っています。</p>

熊本県難病相談・支援センター

〒862-0901 熊本市東区東町4丁目11番1号
電話 096-331-0555 FAX 096-369-3080
E-mail: nanbyo-0555@extra.ocn.ne.jp
HP: <https://kumamotonanbyou-center.org>



刑を終えた出所者等 に関する人権問題



刑を終え出所した人は、本人に真摯な更生の意欲があっても、周囲の根強い偏見や差別意識があることから、就職や入居などの面で社会に受け入れられないなど、現実には極めて厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

昭和二十四年（一九四九年）七月に「犯罪者予防更生法」が施行され、現在の更生保護制度が始まりましたが、犯罪の防止と犯罪をした人たちの立ち直りには、一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識から、昭和二十六年（一九五一年）七月に法務府（現在の法務省）が「社会を明るくする運動」を国民運動としてスタートさせました。

平成二十八年（二〇一六年）十二月には「再犯防止等の推進に関する法律」が制定・施行され、平成二十九年（二〇一七年）十二月には国の再犯防止推進計画が決定される中で、犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができる「誰一人取り残さない社会の実現」に向け、関係行政機関が緊密な連携をしつつ、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進していくことが求められるようになりました。

本市においては、令和三年（二〇二二年）三月に「熊本市再犯防止推進計画」を策定し、各施策に取り組んでいます。

私たち一人ひとりが、「犯罪や非行の防止」と「罪を犯した人たちの更生」について理解を深めることが大切です。

法務省では、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解と協力の輪を広げるため、それぞれの地域で「社会を明るくする運動」を展開しています。皆さんの更生保護への協力をお願いします。

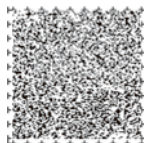
お問い合わせは、法務省熊本保護観察所または法務省保護局まで。

法務省熊本保護観察所

〒862-0971
熊本市中央区大江3-1-53 熊本第二合同庁舎6階
電話 096-366-8080

法務省保護局

〒100-8977
東京都千代田区霞ヶ関1-1-1
電話 03-3580-4111



犯罪被害者等に関する 人権問題



誰もが突然、犯罪に巻きこまれ被害者となってしまう可能性があります。決して他人ごとで済まされるものではありません。

犯罪被害に遭われた方やその家族(以下、「被害者」という。)の多くは、犯罪そのものによる被害のみならず、捜査や裁判等で時間的制約や精神的ストレスを受けたり、取材などで平穏な私生活が侵害されたり、事件の記憶に苦しめられて仕事も手につかず、結果として職を辞めざるを得なくなるなど、様々な二次被害に苦しんでいます。

しかしながら、これらの問題は、被害者だけの力で解決することは難しく、多くの社会的支援が必要となります。

そこで、私たち一人ひとりにできることは、被害者の置かれた現状を十分に「理解」し、被害者の心に「寄り添い」、被害者の視点で「支えていく」ことです。被害者が、一日も早く、住み慣れた地域で、平穏な生活を取り戻していくために、身近に暮らす住民が率先して支援の輪を広げなければなりません。

そして、すべての人が安心して暮らすことができる『犯罪のない明るい地域社会』を作っていきますよう。

北朝鮮当局による拉致被害者等 に関する人権問題



一九七〇年代から一九八〇年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮当局による拉致疑いが濃厚であることが明らかになりました。平成三年(一九九一年)以来、わが国は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきましたが、北朝鮮側は頑なに否定しつづけてきました。しかし、平成十四年(二〇〇二年)九月の日朝首脳会談においてようやく初めて拉致を認めるに至りました。

国際的にも関心が高まる中、国家間の協議は進められていますが、いまだ解決には至っておらず、わが国は北朝鮮に対し、すべての拉致被害者の安全確保とすみやかな帰国を要求しています。

被害者の人生を、そして大切な家族を奪い去った北朝鮮当局による拉致は、人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

ある日突然連れ去られ、今も救出を待ち続けている…。それが、もしも自分だったら、自分の家族だったらと考えてみてください。

北朝鮮当局による拉致問題は、いまだに解決していません。私たち一人ひとりが拉致問題に関心をもつことが問題解決のためにも大切な一歩になります。

犯罪被害者等支援

熊本市では、被害者等からの相談や支援を行う「公益社団法人くまもと被害者支援センター」の活動を支援しています。

くまもと被害者支援センター

- 電話相談 [相談専用電話] 096・386・1033
- 面接相談 [相談受付時間] 平日10:00~16:00
- 法律相談 随時・相談時間30分
- 心理相談 随時・相談時間1時間

相談・支援
無料

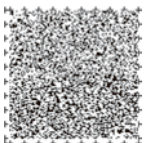
※法律相談・心理相談は予約が必要です。事前に電話でご相談ください。

- 付き添いなどの直接的支援
- 自助グループへの支援
- 関係機関・団体との連携による支援活動等

拉致問題その他 北朝鮮当局による 人権侵害問題に対する 認識を深めよう

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年(2006年)6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同日16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。



ホームレスの人々 に関する人権問題



ビルの軒下や橋の下、公園などで路上生活をされているホームレスの人々を見かけられることがあると思います。

ホームレスは、不景気で会社が倒産したり、病気や高齢によって仕事が減ったり、その他の様々な理由により、住居を失い生活が成り立たなくなってしまう、やむなく路上で生活をされている人たちです。

平成十五年(二〇〇三年)に「ホームレスの自立の支援等に関する法律」が施行され、就労の支援が行われる等の自立のための支援策が講じられ、シェルターを利用することで安定した居住の場を確保出来るようになり、ホームレスの人々の数も減少してきています。

引き続き、私たちは、これからも、ホームレスの問題を社会全体の問題として捉え、自立のために支援していくことが大切です。

平成二十七年度(二〇一五年度)からは、生活困窮者自立支援法が施行され、熊本市ではホームレスの人々も含めた生活困窮者の方への相談窓口を設けました。

ホームレスの方が住居等の相談を希望された場合は、「自立相談支援機関(福祉相談支援センター)」等の相談窓口へご連絡ください。

ホームレスの人々への差別や偏見をなくし、生活困窮からの脱却をみんなが支援しましょう。

性的マイノリティ に関する人権問題



長い間、社会では、「性」について、非常に固定的に考えられてきました。「人は異性を愛するのが当然だ」とか「心と体の性別が違うことなどありえない、性別は男と女しかない」などの考えがあります。しかし、世の中には、自分がどの性別であるかの認識である性自認、どういった性別の人を好きになるかという性的指向、生物学的特徴に基づく性別、服装やしぐさ、言葉遣いなどの性別表現など、性のあり方は多様です。

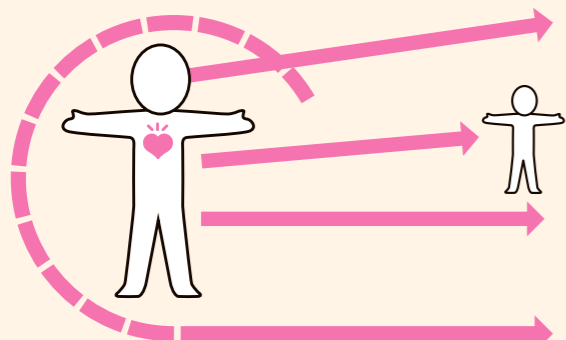
性自認や性的指向等が非典型である性的マイノリティは、日常生活のさまざまな場面において、奇異な目で見られるなどの精神的苦痛を受けているとともに、就職をはじめ自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況にあります。

また、当事者は自らの性のあり方に違和感をもっていますが、誰にも相談できずに悩み続けたり、それを友人や家族等の他者に伝えることは大きな困難を伴ったりします。

性的指向や性自認などを理由とする偏見や差別をなくし、すべての人々が尊重され、自分らしく生活できる社会にしていく必要があります。

熊本市では、平成三十一年(二〇一九年)四月から「熊本市パートナーシップ宣誓制度」を開始するなど取り組みを進めています。

性の多様性

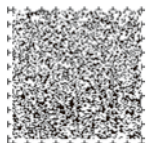


性自認 (Gender Identity)
自分がどの性別であるかの認識・アイデンティティ

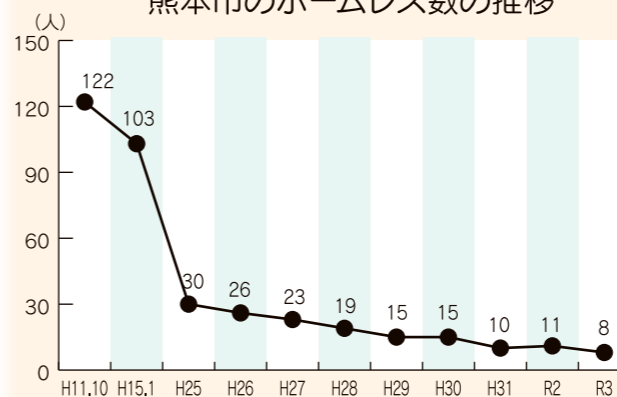
性的指向 (Sexual Orientation)
どういった性別の人を好きになるか

身体の性的特徴 (Sex Characteristics)
外性器、内性器、性染色体、性ホルモン分泌などに見られる身体の性的特徴

性別表現 (Gender Expression)
行動、しぐさ、言葉遣い、服装など

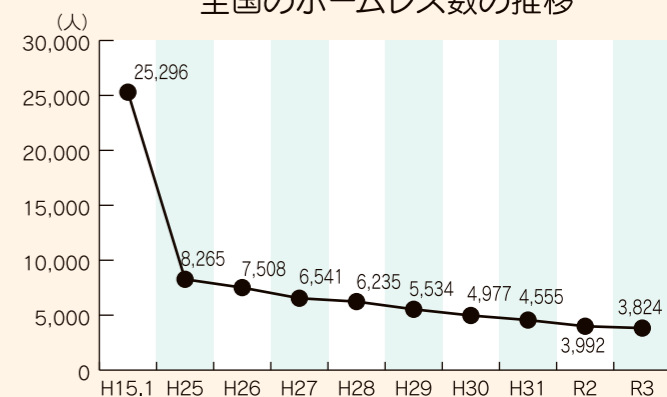


熊本市のホームレス数の推移

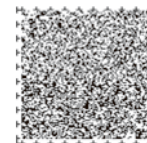


(平成11年(1999年)より、調査を開始)

全国のホームレス数の推移



(平成15年(2003年)より、毎年1月に全国一斉に調査を実施)



災害に関する人権問題

平成二十二年(二〇一〇年)に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらした。未曾有の大災害となりました。

また、平成二十八年(二〇二六年)に発生した熊本地震も甚大な被害をもたらした。震災直後には熊本県全体で最大約十八万四千人の人々が避難者となりました。

さらに、近年は、各地で台風や豪雨等により毎年のように激甚災害に指定される大規模な災害が起きており、令和二年(二〇二〇年)七月豪雨では、球磨川が決壊するなど、県内で甚大な被害が発生し、多くの方々が避難生活を強いられました。

熊本地震では、東日本大震災と同様に避難所や仮設住宅等において要配慮者である、女性、妊産婦、高齢者、障がいのある人、外国人等の方々に対し、様々な人権問題が発生しました。体育館等の避難所においては、多目的トイレが未設置であったり、施設がバリアフリー化されていない、プライバシーが守られない等十分な配慮が行き届かず課題を残しました。外国人に対しても、支援や被災状況等の必要な情報が行き届かない、根拠のない思い込みや偏見から人権侵害につながる行為も発生するなど、東日本大震災での教訓を活かしきれなかった反省も踏まえ、今回の経験に基づき対応策が必要です。

今後、災害に関する人権問題への対応では、避難所の運営面など行政が担う責務とは別に、私たち一人ひとりの人権に対する意識を変えることが大切です。正しい情報を得て、被災した人のことを忘れず、その人々の気持ちに寄り添う配慮をすることが求められています。

自死遺族に関する

人権問題



身近な人を亡くすことは、とても悲しく、苦しい体験です。特に自殺で亡くなった場合、突然の死であることのショックや自殺を止められなかったという自責など、遺族の苦しみははかりしれません。さらに、自殺に関する社会の偏見や周囲の誤解等によって、自殺で家族を亡くしたことを周囲に話せず、一人で苦しみ、孤立してしまう方も少なくありません。

政府が推進すべき自殺対策の指針として策定された「自殺総合対策大綱」では、自死遺族等に対する支援の取組の重要性が言及されています。また、多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」とのべられています。自殺は個人の問題ではなく、その対策は社会全体で取り組む必要性があります。

自殺対策のための知識や遺族の心情への理解を深めることで、人がその死のあり方によって差別されることのない社会、あわせて、これ以上苦しむ方が増えないような、誰も自殺に追い込まれない社会づくりが求められます。

平成28年度(2016年度) 市政アンケート調査 結果報告書より

熊本地震に関して、あなた自身又はご家族の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

という問に対し、90.2%の方が人権侵害はなかったと答えているが、6.5%の方が人権侵害はあったと答えており、「ある」と答えた方の36.2%が男性で63.0%が女性でした。「ある」と回答した理由の主なものとしては、

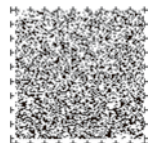
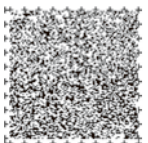
- 誰もが大変なのはわかっているが、90歳を超える人を廊下に寝かせるというのは悲しい気がしたし、高齢者への配慮の足りなさがあった
- 避難した際、小さい子どもがいるのでうるさいと嫌な顔をされた
- ボランティアの方から、おにぎりを投げて渡された
- ある小学校グラウンドで車中泊をしていて、カップラーメンがほしくてたずねたら体育館内の方以外には配れないと言われたのには驚いた。体育館以外の方の生きる人権はないんだと思った。

◆ 令和二年(二〇二〇年)に日本で自殺で亡くなった方は、二一、〇八一人が自殺で亡くなるとその周囲の少なくとも五人から十人に深刻な影響を与えるといわれており、令和二年(二〇二〇年)だけでも十万人以上の方が強い影響を受けていると想定されます。

◆ 自殺の背景には、ほとんどの場合、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、国を挙げて「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」として自殺対策に取り組んでいます。

◆ NPO法人全国自死遺族総合支援センターでは、自死遺族や自殺念慮に苦しむ方、それを支える方の心情に配慮し、平成二十五年(二〇一三年)九月に「自死・自殺」の表現に関するガイドラインを作成しました。

- ① 行為を表現するときは「自殺」を使用。
- ② 「自殺した」ではなく「自殺で亡くなった」と表現する。
- ③ 遺族や遺児に関する表現は「自死」を使う。



様々な人権問題

現在の社会には、これまで述べてきた以外にも、様々な人権問題が存在しています。

人権問題をひきおこすパワハラ、セクハラ、モラハラ、アカハラなどのハラスメントやストーカー問題、その他にも外見にあらわれる疾患や外傷がある人たちの人権に関する問題や災害から派生する問題等、多岐にわたっています。

また、平成二十八年(二〇二六年)六月に施行された通称ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が、特定の民族や国籍の人を排斥しようとする差別的言動の解消のための法律であるため、ヘイトスピーチは外国人への差別的言動と思われがちですが、ヘイトスピーチはこれまでにあげてきた全ての人権問題にかかってくるものであるということを確認しなければなりません。

さらには、働く人たちのハラスメント問題増加に対応するため、労働施策総合推進法の改正により、職場におけるパワーハラスメント対策が令和二年(二〇二〇年)から義務化されました。(一定規模の中小企業主は二〇二二年四月から義務化)

これまでの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や、国や事業主及び労働者の責務が明確化されるなど防止対策の強化が図られています。

これらの人権問題について、私たちは正しく理解し、認識し、差別や偏見の解消に努めることが必要です。このようなことから、これまで述べてきた19の人権問題のみならず、様々な人権問題について教育・啓発の取組が必要です。

モラハラ(モラル・ハラスメント)
肉体的ではなく、言葉や態度等によって精神的に継続的ないやがらせを行うこと

アカハラ(アカデミック・ハラスメント)
大学教授がその立場を利用して学生に対して行ういやがらせ

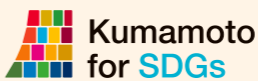
ヘイトスピーチ

人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康(障がい)など自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、属する個人または集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと

SDGsと人権

あなたはSDGs(エスディージーズ)を知っていますか。SDGsとは「持続可能な開発目標」という英語の略称です。

平成二十七年(二〇一五年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」に記載された世界のすべての人が幸せになるため、みんなで取り組む一七の目標のことです。これらの目標は人権尊重の考えに基づいて設定されています。熊本市は、令和元年(二〇一九年)に国から「SDGs未来都市」に選定されました。私たちもこのまちの一員として、すべての人々の人権を守るために支え合い、持続可能なまちづくりに参加していきましょ。



二〇二二年度 人権啓発作品受賞作

絵・ポスターの部(小・中学校)



桜木小学校 3年
木村 謙心 さん



白川小学校 2年
村上 正幸 さん



龍田小学校 1年
河添 沙咲 さん



龍田西小学校 6年
田中 杏稟 さん



力合小学校 5年
岩崎 滯 さん



富合小学校 4年
鬼塚 友鈴奈 さん



湖東中学校 3年
柴田 侑希 さん



出水南中学校 2年
森蘭 珠佑 さん



錦ヶ丘中学校 1年
高崎 理万 さん



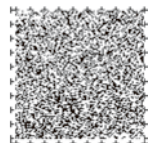
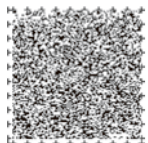
平野 照美 さん

絵手紙の部(一般)



尚綱高等学校 1年
森下 菜々子 さん

ポスターの部(一般)



詩の部(小・中学校)

やるきまんまん

力合小一年 もり なのはさん
がっこうすき
ともだちすき
みんなとあそぶのすき
せんせいもすき
おべんきょうもすき
まいにち
やるきまんまん
がんばりがとまらない

うれしかったこと

壺川小一年 小幡 葵さん
しゅつぎょうの日
みんなの前で
作文をはっぴょうしたよ
しんぎょうがドキドキして
きんちようしたけれど
大きな声ではっぴょうしたよ
教しつにもごめん
みんなからの大きなはげしめ
とてもうれしかったな

世界とじつ絵

出水小三年 甲斐田 知彩さん
世界は色であふれている
青や赤に黄や緑とあややかに
でせ しむに誰かが
「色の絵」をのびす
力まかせに塗りつぶしたって
醜いものしかひいてない
いらぬ色なんかなのこ
カフルだからいいのこ
じつ絵認め合えないのこ

短いメッセージの部(小・中学校)

かえりみち ぼくはこぼしてとあへかり
てをぶるともだち「また あしたね」
川上小一年 小澤 琉聖さん

大じょうぶって 言ったけど
本当に大じょうぶか 気になるよ 友だちだから
龍田西小二年 阪本 織さん

自分のいいね 友だちのいいね
みんなのいいね が ぶえたらいいな
帯山西小三年 陳 俊鵬さん

友だち

碩台小三年 愛島 悠真さん
友だちとけんかしちゃった
大したことはないこと
けんかしちゃった
きまげい気持ちになつてかえった
おうちにかえっても
ぜんぜんたのしくなかった
大好きなハンバーグも
おいしくなかった
明日会うと思つてねむれなかった

ありがとう

健軍小四年 渡邊 敬さん
学校で
トイレのスリッパを
ならべたら
先生や友達に
「ありがとう」
と言われた
ぼくはとてもうれしかった
「どういたしましょ」
みとめてもらえつづつうれしいな
ぼくも友達のことみや
がんばっていることを見つける
名人になりたいな

「わたしのきんぐの事 ありませんか?」
と勇気を出して 言ってみたら

高平台小四年 田尻 美華さん
「ありがとう」 と伝えたよ
「うちいん」 と おぼあちゃん
私の好きな 愛言葉
桜井小五年 西村 優心子さん
見てみぬふりをせず しんけん
いじめと向き合う それが本当の仲間
桜木小六年 尾崎 由律乃さん

「何が好き?」 その一言で
心のボール はね出した
龍田中一年 早高 莉杏さん

うれしい気持ちになります
みんなもそうですか
湖東中二年 福永 倅正さん

私が折った折鶴を 友達が大切に持っていた
私も 大切にされている 気がした
龍田中三年 徳岡 瑳樹さん

すばらしい人

春竹小五年 宮岡 美緒さん
委員会で草ぬきをしたとき
とても大変だった
時間がきて終わった
ふと見ると
まだしている人がいた
だれもしていない
でもその人は続けた
小さい草までいぬいにぬいた
私はすごいと思った
その人を見習おうと思った

伝えることの大切さ

力合小六年 田口 陽菜さん
母がいつも言っている
「ありがとう」と「ごめんささい」は
素直に言いなさいと
小さい時はちゃんと言えただけ
今はどうだろう…
感謝していても素直になれず
謝りたくても プスツとしたまま…
何も伝えられていない
私の気持ちも
相手の気持ちもわからない
だから ちゃんと言葉にしよう
伝えないといけないんだ
素直になろう
私と相手の気持ちが
きちんと伝わるように

標語の部(一般)

SNS あなたのモフル 大丈夫?
文徳高等学校一年 園田 莉子さん

川柳の部(一般)

みずたまり のぞいて見たら 新世界
千原台高等学校二年 嶋崎 陽莉さん

肥後狂句の部(一般)

乗り越えて 石垣に見た 支えあい
緒方 青久壽さん

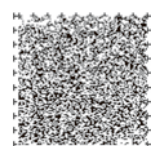
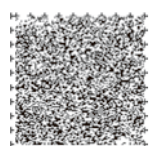
詩・メッセージの部(一般)

一歩ずつ
熊本信愛女学院高等学校三年 土田 美幸さん
ひとりひとりが大事とか
みんな知っている。

でも、本心にわかってる?
じつじつ自分の内

自分のことばかりになってない?
そんな自分に気づいたけれど

他人を尊重できる気がする。



電話による相談窓口

相談内容	受付窓口	電話番号	受付時間
職場での男女差別やセクシュアルハラスメント、妊娠・出産による解雇や退職勧奨、育児・介護休業、パートタイム労働などの相談	熊本労働局雇用環境・均等室	096-352-3865	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
夫婦や親子・家族・友人との対人関係・仕事のことなどの相談	男女共同参画課相談室	096-352-2587	10:00~16:00 (土日祝のぞく)
地域で生活する難病患者やその家族の療養生活における相談や支援	熊本県難病相談・支援センター	096-331-0555	9:00~16:00 (土日祝、夏季休暇のぞく)

ご存知ですか？

街の相談パートナー 人権擁護委員



Q1 人権擁護委員は 何をしている人たちですか？

答え

人権擁護委員の役割は、

- ①人権相談(*下記参照)
- ②人権侵害の被害者の救済
- ③人権啓発活動 の3つです。

①地域の皆さんからの人権に関する相談に応じています。相談は無料で、相談内容についての秘密は守られます。なお、相談は法務局のほか、中央、東、西、北、南区役所でも行われています。震災後、被害者への寄り添い支援活動を行っています。

②「人権を侵害された」という被害者からの申告を受けて、救済手続きを開始します。法務局の職員と協力して、人権侵害事件の調査、処理に当たります。また、調査の途中で、当事者の主張や利害を調整し円満な解決を図ることも行います。

③地域において、住民一人ひとりの人権意識を高め、人権について理解を深めてもらうために、様々な活動を行っています。小学校で行う「人権の花」運動やプロサッカーチームロアッソ熊本との協働で行う人権啓発活動などがあります。

Q2 人権擁護委員はどのようにして 選ばれるのですか？

答え

熊本市長が、住民の中から人権擁護委員にふさわしい候補者を選び、市議会の意見を聞いて法務局に推薦します。法務局では、区域内の弁護士会と県人権擁護委員連合会の意見を聞いた後、法務大臣から委嘱されることとなります。

Q3 人権擁護委員にはどのような人が ふさわしいのですか？

答え

一般の市民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解のある人です。

Q4 人権擁護委員に 任期はあるのですか？

答え

人権擁護委員の任期は3年で、熊本市には現在41人の委員がおられます。

* 人権擁護委員による人権相談

下記の日時・場所で相談窓口を開いています。相談は、事前予約をお願いします。

場所	相談日	場所	相談日	場所	相談日
中央区役所 総務企画課 TEL.328-2610	第1・第3火曜日 (午前9時~正午)	西区役所 総務企画課 TEL.329-1142	第2・第4水曜日 (午後1時~午後4時)	北区役所 総務企画課 TEL.272-1110	第1・第3木曜日 (午前9時~正午)
東区役所 総務企画課 TEL.367-9121	第1・第3木曜日 (午後1時~午後4時)	南区役所 総務企画課 TEL.357-4112	第2・第4水曜日 (午前9時~正午)	お気軽にご利用ください!	

場所	相談日
熊本地方法務局 人権擁護課 TEL.0570-003-110(人権相談ダイヤル) 熊本市中心区大江3丁目1-53(熊本第二合同庁舎4階)	月曜日~金曜日 (午前8時半~午後5時15分)

* 祝日および年末年始の日(12月29日から翌年1月3日までの日)を除く。

電話による相談窓口

- 人権全般
- 犯罪被害者
- 女性
- 自死遺族
- 子ども(若者)
- ホームレス
- 高齢者
- 外国人
- 障がい者
- その他

相談内容	受付窓口	電話番号	受付時間
人権に関する相談	みんなの人権110番	0570-003-110	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
	熊本地方法務局人権擁護課	096-364-2145	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
	熊本県人権センター	096-384-5822	①9:00~12:00/②13:00~16:00(土日祝のぞく)
女性の権利に関する相談	女性の権利ホットライン	0570-070-810 096-364-0417	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
DV(配偶者や恋人等からの暴力)に関する相談	熊本県女性相談センター(DV専用電話)	096-381-7110	平日 8:30~22:00 土日祝 9:00~22:00
	熊本市DV相談専用電話	096-328-3322	平日 8:30~17:15
性暴力被害に関する相談	ゆあさいどくまもと(公益社団法人くまもと被害者支援センター)	096-386-5555	24時間受付
予期せぬ妊娠に関する相談	妊娠・出産に関する悩み相談	080-9068-7528 (熊本乳児院内)	年中無休 24時間受付
いじめや虐待など子どもの権利に関する相談全般	子どもの権利110番	0120-007-110 096-364-0415	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
いじめに悩む子どもの相談	24時間子供SOSダイヤル	0120-07-8310	年中無休 24時間受付
子どもに関する相談全般(虐待、生活の乱れ、養護、障がい、性格行動・育て方、里親など)	熊本市児童相談所	096-366-8181	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
	児童相談所 全国共通ダイヤル ※お近くの児童相談所につながります	189(いちはやく)	(虐待通告については24時間対応)
子育て、いじめ、不登校、将来など子どもや若者に関する相談(子どもや若者からのあらゆる相談、保護者からの子育てに関する相談)	熊本市子ども・若者総合相談センター	096-361-2525	年中無休 24時間受付
認知症の様々な悩みに関する相談 ※若年者の認知症もご相談ください。	熊本県認知症コールセンター	096-355-1755	9:00~18:00 (水曜日をのぞく)
障がい者の権利及び権利擁護に関する相談	熊本県障がい者権利擁護相談(障がい者110番)	096-354-4110 (FAX兼用)	(土日祝のぞく)
障がい者の虐待に関する相談	熊本市障がい者虐待防止センター	096-326-9111	年中無休 24時間受付
障がいを理由とする差別に関する相談	熊本市障がい保健福祉課	096-328-2519	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
犯罪被害者等の悩み、精神的被害の相談、警察や裁判所・病院への付添い等	くまもと被害者支援センター(公益社団法人くまもと被害者支援センター)	096-386-1033	10:00~16:00 (土日祝のぞく)
自死(自殺)により大切な方を亡くされた方の相談	熊本市こころの健康センター	096-362-8100	9:00~16:00 (土日祝のぞく)
ホームレス及びそれに準ずる人々の相談窓口	福祉相談支援センター 熊本市中央生活自立支援センター 熊本市東生活自立支援センター 熊本市南生活自立支援センター	096-328-2301 096-328-2795 096-367-9233 096-358-5571	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
23言語による法律相談、在留資格相談、労働相談、就労相談、住まいの相談、心の相談	熊本市外国人総合相談プラザ(熊本市国際交流会館2F)	096-359-4995	10:00~18:00(第2、4月曜日をのぞく:当該月曜日が祝日の場合、翌火曜日) ※対応言語・分野ごとに相談日が異なります。

※「年中無休」と記載がない場合は年末年始をのぞきます。
※記載された内容(受付日時等)は変更されることがあります。
(令和5年(2023年)1月末現在)

人権啓発紙芝居

●大きな人権啓発紙芝居(A1サイズ) ●サイズにご注意ください(よこ84.1cm×たて59.4cm)

番号	イラスト	作品名	内容
A-1		ともだちができたよ (絵本形式)	みなみの海から引越してきた色の違う魚、色や言葉が違ってもお互いを知ることによって友達になっていく物語 【テーマ:外国人の人権】
A-2		バイバイいじめっこ (絵本形式)	小さな魚をいじめている体が大きく乱暴な魚が、探検で小さな魚に助けられたことから反省し、みんなで仲良く暮らすことになる物語 【テーマ:子どもの人権】
A-3		とんねるのなかのあくしゅ (絵本形式)	砂場でトンネルづくりをしている中で、障がいのある子に対して思いやりの心を示すことからあたたかい関係をつくる物語 【テーマ:障がいのある人の人権】
A-4		人権って知ってる? (絵本形式)	メイコちゃんがお友だちと話しなが、人権について考えます。それって差別なんじゃないの… 【テーマ:女性の人権・外国人の人権】
A-5		だいくさんになりたいな (絵本形式)	パパが買い物しちゃおかしいの? ママがトラックに乗ってたらおかしいの? 大工さんになりたいと思っている女の子の物語… 【テーマ:女性の人権】
A-6		たぬじいさんのたいこ (絵本形式)	なにもできないとバカにしていたたぬじいさんが子ども達の音楽会のためにブリキの缶で素敵な「たいこ」を作ってくれた… 【テーマ:高齢者の人権】

●一般募集優秀作品(B4サイズ) ●B4サイズには紙芝居用舞台もご用意できます

番号	イラスト	作品名	内容
B-1		人権って知ってる? (絵本形式)	メイコちゃんがお友だちと話しなが、人権について考えます。それって差別なんじゃないの… 【テーマ:女性の人権・外国人の人権】 〈人権協20周年記念人権啓発紙芝居 最優秀作品〉
B-2		森の女の子 (絵本形式)	さくらちゃんは、ほかの子と少し違うだけなのに周りのお友達が離れていき、傷ついたさくらちゃんは… 【テーマ:お互いの違いを認め合う】 〈人権協20周年記念人権啓発紙芝居 優秀作品〉
B-3		みんなだいすき (絵本形式)	耳が聞こえなくなってしまうともきくん。大好きな絵も描かなくなり、誰とも遊ばなくなってしまう… 【テーマ:障がいのある人の人権】 〈人権協20周年記念人権啓発紙芝居 優秀作品〉
B-4		そんな関係ないでいいのかな? (絵本形式)	小学生の武司くんが、友達のある事件をとおして、関係ないと思っていたハンセン病の歴史について、自分で調べて… 【テーマ:感染症と人権】 〈人権協20周年記念人権啓発紙芝居 優秀作品〉

※このほかB4サイズは44作品あります。

お問い合わせ先

熊本市人権政策課または熊本市人権啓発市民協議会

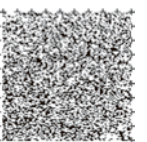
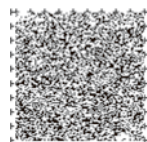
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

TEL. 096-328-2333 FAX. 096-324-2105

ホームページ <https://lovemin.jp>

電子メール jinken@city.kumamoto.lg.jp(人権政策課)

または lovemin.kumamoto@gmail.com(熊本市人権啓発市民協議会)



応援します!あなたの人権学習

様々な人権問題について「もっと詳しく知りたい」「みんなで学習したい」とのご要望もあるかと思えます。また、私たちも、より多くの皆さんに大切な人権について考えていただきたいと願っています。

そこで、啓発用ビデオ等の貸し出しや講師の紹介を行い、研修会などの学習のお手伝いをしています。

企業・学校などの団体はもとよりサークルや会合などで、ぜひ活用してください。

- 研修会・学習会への講師情報提供
- 啓発用ビデオ等の貸し出し(無料)
- 公民館・ふれあい文化センターの講座(直接お問い合わせください)
- 啓発冊子の提供・配布

約380本の貸し出し用DVD・ビデオを揃えています。一部ご紹介します。(2021年購入と貸出回数の多いDVD)

※詳しくは、熊本市人権啓発市民協議会ホームページ(URLはP38をご覧ください。)

対象	整理番号	題名	内容	備考
幼児	391	しっばい いっばい もいっかい	失敗ばかりで悩んでいた子どもたちが、ある日失敗を食べてくれるパバルを探しに森へ…。そこで出会ったバクさんに「もいっかいのタネ」と考える力や勇気をもらいます。	アニメ DVD 17分
幼児	398	くうとしの —あなたがそばにいて—	認知症の犬と介護猫の種を超えた愛の物語。年も性別も違う犬と猫の関係性を通して、視聴した子どもたちが自然と考えることができる、心がほっこりとする作品です。	アニメ DVD 12分
小学生以上	393	ひびけ!和だいこ	「子どもの権利条約」を踏まえ、大人と子どもの関わり方や子どもたちにとって地域社会も家庭や学校と同じように重要な学習・生活の場であることを気づかせてくれる作品です。	アニメ DVD 22分
中学生以上	396	聾の形	原作の「聾の形(こえのかたち)」(講談社)は、現代の子どものリアルな表情を描きつつ、「いじめ」や「障がい者との共生」などの難しいテーマを読者が自然に考えることのできる優れた物語です。	ドラマ DVD 30分
学校・社会教育関係	380 381	LGBTsの子どもの命を守る 学校の取組 ①・②	380 ①危機管理としての授業の必要性 381 ②当事者に寄り添うために～教育現場での落とし穴～	ドラマ DVD 38分 リアフリー字幕版
成人一般	397	君が笑っていた —ソーシャルディスタンスの罠—	新型コロナウイルス感染症は、感染者、その家族・親族や、病院関係者への誹謗中傷・差別を生み出した。急激に変化する社会の現実を通じ、差別やいじめのない社会とは何かを語り合う作品です。	ドラマ DVD 23分
企業・行政	386	防ごう!リモートワークのハラスメント (パワハラ、セクハラ) ～ハラスメントをしない、させないために!～	働く者同士が接する機会が減ったことにより、信頼関係がゆらぎハラスメントになるケースが増えています。リモートワーク環境下で起こる問題を理解し、視聴者自身が自分ならどう行動するか、考えます。	事例・解説 DVD 23分
	387	知ろう!リモートワークのコミュニケーション ～アサーティブな対応で人間関係を円滑に!～	リモートワークによりコミュニケーション不足から、意思疎通に困難が生じたり、パフォーマンスが落ちるなど、新たな問題が生じています。よりよい人間関係が築けるコミュニケーションとは何かを考えます。	事例・解説 DVD 22分
	388	守ろう!リモートワークのメンタルヘルス ～メンタルヘルスのセルフケアを学ぼう!～	リモートワークの環境下で孤独を感じる、パフォーマンスが落ちるなど新たなストレスを抱える人が増え、深刻なメンタルヘルス不調に結びつく可能性があります。メンタルタフネスを高めるための方法が学べます。	事例・解説 DVD 25分